

○南砺市合掌造り等活用施設条例施行規則

平成21年2月19日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、[南砺市合掌造り等活用施設条例\(平成21年南砺市条例第1号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格)

第2条 国指定史跡越中五箇山相倉集落及び越中五箇山菅沼集落内の南砺市合掌造り等活用施設(以下「施設」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 市内に居住し、学術、芸術、文化等の研究に専心しようとする者
- (2) 災害により住宅を滅失した者
- (3) [前各号](#)に掲げるもののほか、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当であると認める者

(利用の申請)

第3条 [条例第6条第1項](#)の規定により申請者は、合掌造り等活用施設利用許可申請書([様式第1号](#))を[条例第3条](#)に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に毎年提出しなければならない。

2 [前項](#)の申請書は、利用日前6月から利用日前2週間までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、[前条](#)の申請書を受理し、教育委員会と協議のうえ適当であると認めるときは、合掌造り等活用施設利用許可書([様式第2号](#))を申請者に交付するものとする。

(利用期間)

第5条 [条例別表](#)に定める利用期間には、準備、片付け等利用に必要な期間を含むものとする。

(利用の変更等)

第6条 [条例第6条第1項](#)の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の変更等しようとするときは、合掌造り等活用施設利用変更(取消)許可申請書([様式第3号](#))に、[第4条](#)に規定する利用許可書を添えて、利用日の7日前までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は教育委員会と協議のうえ、[前項](#)の申請を許可したときは、合掌造り等活用施設利用変更(取消)許可書([様式第4号](#))を利用者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第7条 [条例第12条](#)の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 [条例第13条ただし書](#)の規定による利用料金の還付の額は、[次の各号](#)に定める額とする。

- (1) [条例第13条第1号](#)に該当するとき。 全額
- (2) [条例第13条第2号](#)に該当するとき。 次に定める額

ア 営利目的施設にあっては、利用日の2月前までに利用の取消しを申し出た場合 90パーセント相当額

イ 非営利目的施設にあっては、利用日の1月前までに利用の取消しを申し出た場合 90パーセント相当額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、合掌造り等活用施設利用料金還付申請書([様式第5号](#))を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、[前項](#)の申請を許可したときは、合掌造り等活用施設利用料金還付決定通知書([様式第6号](#))を利用者に交付するものとする。

(利用者の心得)

第9条 利用者は、相倉集落及び菅沼集落が国の指定史跡であることを充分認識し、利用する施設に対して地域住民とともに世界文化遺産の保存及び維持に努める責任を有する。

2 利用者は、地域住民との連携を保ち居住しなければならない。

(修繕費用の負担区分)

第10条 施設の修繕に要する費用のうち、構造上重要であると教育委員会が認める部分の修理については市の負担とし、それ以外の部分については利用者の負担とする。

(利用者の費用負担義務)

第11条 次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道等の光熱水費
 - (2) 給排水施設の維持管理費用
 - (3) 差し茅、棟包み、屋根雪下し等合掌造りの維持に要する費用
 - (4) 生活用品、備品等の一切の費用
 - (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、利用者が負担すべき費用として教育委員会が認める費用
- 2 利用者は、[条例第9条](#)の規定により改装する場合は、その費用を負担しなければならない。
- 3 [条例第14条](#)の規定により施設の利用が終わった後の原状の回復にあたり、教育委員会の承認を得て改装した部分については、教育委員会と協議をするものとする。

(利用者の維持管理義務)

第12条 利用者は、施設の使用にあたり細心の注意をもって常に良好な状態において維持管理をしなければならない。

(明渡しの請求)

第13条 教育委員会は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し、施設の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正行為によって入居したとき。
- (2) 施設を故意に損傷したとき。
- (3) [前条](#)の規定に違反したとき。

(明渡しの検査)

第14条 利用者は、施設の利用が終わり明け渡そうとするときは、明け渡しの7日前までに指定管理者に届け出て、指定管理者及び教育委員会の指定する職員の検査を受けなければならない。

(立入検査)

第15条 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、指定した職員に施設の検査をさせ、又は利用者に対して適当な指示をさせることができる。この場合において、指定した職員が現に使用している施設内に立ち入るときは、あらかじめ利用者の承諾を得なければならない。

2 [第1項](#)の規定により職員が施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第16条 [この規則](#)に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成21年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

合掌造り等活用施設利用許可申請書

(あて先)指定管理者

年 月 日

申請者	団体等の名称	代表者又は氏名
	住所 電話 ()	取扱者

次により、施設を利用したいので許可願います。

利用施設名	利用月日
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
利用目的	
備考	

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号(第4条関係)

合掌造り等活用施設利用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 

合掌造り等活用施設の利用を許可します。

利用施設名	利用年月日	利用料金
	年 月 日から 年 月 日まで	円
	年 月 日から 年 月 日まで	円
利用料金総額		円
利用目的		
備考	利用期間が1年に満たない場合の利用は、月割りをもって算定した額とし、利用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

[様式第3号\(第6条関係\)](#)

様式第3号(第6条関係)

合掌造り等活用施設利用変更(取消)許可申請書

(あて先)指定管理者

年 月 日

申請者	団体等の名称	代表者又は氏名
	住所 電話 ()	取扱者

先に許可のあった利用について、次のとおり変更(取消し)をしたいので許可願います。

(変更後の内容)

利用施設名	利用年月日
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
変更(取消し)の理由	
添付書類	合掌造り等活用施設利用許可書

[様式第4号\(第6条関係\)](#)

様式第4号(第6条関係)

合掌造り等活用施設利用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



合掌造り等活用施設の利用の変更(取消)を許可します。

(変更後の内容)

利用施設名	利用年月日	利用料金
	年 月 日から 年 月 日まで	円
	年 月 日から 年 月 日まで	円
利用料金総額		円
利用目的		
備 考	利用期間が1年に満たない場合の利用は、月割りをもって算定した額とし、利用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

[様式第5号\(第8条関係\)](#)

様式第5号(第8条関係)

合掌造り等活用施設利用料金還付申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

合掌造り等活用施設の利用の取消に伴う利用料金の還付を受けたいので次のとおり申請します。

申請者	住所	電話()		
	氏名	印		
	団体名		代表者名	
利用取消許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号
利用内容				
利用取消許可内容	利用日時	年 月 日()から 年 月 日()まで 間		
	施設名			
納入済利用料金		円		
還付申請額		円		
取消理由				

[様式第6号\(第8条関係\)](#)

様式第6号(第8条関係)

合掌造り等活用施設利用料金還付決定通知書

第 号
年 月 日住所
氏名 様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請があった合掌造り等活用施設の利用料金の還付について次のとおり決定し通知します。

利用取消許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用内容			
利用 取消 許可 内容	利用日時	年 月 日()から 年 月 日()まで 間	
	施設名		
納入済利用料金		円	
還付金額		円	
備 考			